

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表一の項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同表二の項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表三の項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項の表一の項中「施行規則第一条に」を「法第四条第一項に」に改め、同表二の項5中「第十四条の五第三項」を「第十四条の五第一項」に改め、同項7中「第十四条の七の二」を「第十四条の七の二第二項」に改め、同項10中「宅地建物取引業従業者変更届」を「宅地建物取引業従事者変更届」に改め、同表三の項1中「施行規則第十四条の三第五項」を「法第十九条第一項」に改め、同項2中「第十条の十第四項」を「第十四条の十第一項」に改める。

第二号様式中「~~第8条第3項~~」を「~~第7条第3項~~」に改める。

第三号様式中「~~第9条第1項~~」を「~~第8条第1項~~」に改める。

第四号様式中「~~第9条第2項~~」を「~~第8条第2項~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定により現に提出されている届出書等は、この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則の規定により提出されたものとみなす。